

# 公立大学法人奈良県立医科大学定款

## 目次

第1章 総則（第1条 - 第7条）

第2章 役員等

第1節 役員（第8条 - 第12条）

第2節 役員会（第13条 - 第15条）

第3章 審議機関

第1節 経営審議会（第16条 - 第18条）

第2節 教育研究審議会（第19条 - 第21条）

第4章 業務の範囲及びその執行（第22条・第23条）

第5章 資本金等（第24条・第25条）

第6章 委任（第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき大学を設置し、及びこれを管理することにより、医学、看護学及びこれらの関連領域で活躍できる人材を育成するとともに、国際的に通用する高度の研究と医療を通じて、医学及び看護学の発展を図り、地域社会さらには広く人類の福祉に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人は、公立大学法人奈良県立医科大学（以下「法人」という。）と称する。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、奈良県立医科大学（第15条第4号、第16条第2項第4号及び第19条第2項第7号を除き、以下「大学」という。）を橿原市に設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、奈良県とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を橿原市に置く。

（法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第7条 法人の公告は、奈良県公報に掲載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により奈良県公報に掲載することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその掲載に代えることができる。

第2章 役員等

第1節 役員

（役員の数）

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内を置く。

( 役員の職務及び権限 )

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第15条各号に掲げる事項について決定をしようとするときは、第13条に規定する役員会の議を経なければならない。

3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

4 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

5 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

6 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

7 監事は、法人の業務を監査する。

8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は奈良県知事(以下「知事」という。)に意見を提出することができる。

( 理事長の任命等 )

第10条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、知事が行う。

2 理事長は、大学の学長(以下「学長」という。)となるものとする。

3 第1項の法人の申出は、学長となる理事長を選考するため設置する機関(以下「学長選考会議」という。)の選考に基づき行う。

4 学長選考会議は、次の各号に掲げる委員各4人をもって構成する。

(1) 第16条第2項第2号から第4号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者

(2) 第19条第2項第2号から第7号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究審議会において選出された者

5 学長選考会議の委員には、法人の役員又は職員以外の者が含まれるようにしなければならない。

6 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

7 議長は、学長選考会議を主宰する。

8 第4項から前項までに定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

( 理事長以外の役員の任命 )

第11条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

2 理事長は、副理事長又は理事の任命に当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が副理事長又は理事の中に含まれるようにしなければならない。

3 監事は、知事が任命する。

( 役員の任期 )

第12条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

2 副理事長及び理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。

- 3 監事の任期は、2年とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、再任されることができる。この場合において、副理事長又は理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの前条第2項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

## 第2節 役員会

### (設置及び構成)

第13条 法人に役員会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

### (招集及び議事)

第14条 役員会は、理事長が必要と認める場合に招集する。

- 2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 4 議長は、役員会を主宰する。
- 5 役員会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

### (議決事項)

第15条 役員会の議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 中期目標についての知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項
- (2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) その他役員会が定める重要事項

## 第3章 審議機関

### 第1節 経営審議会

#### (設置及び構成)

第16条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

- 2 経営審議会は、次に掲げる委員12人以内で構成する。
  - (1) 理事長
  - (2) 副理事長
  - (3) 理事長が指名する理事又は職員
  - (4) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、理事長が任命する者
- 3 前項第4号の委員の数は、経営審議会の委員の総数の2分の1以上でなければならない。

#### (招集及び議事)

第17条 経営審議会は、理事長が招集する。

- 2 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 3 議長は、経営審議会を主宰する。
- 4 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 審議事項 )

第18条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他法人の経営に関する重要事項

#### 第2節 教育研究審議会

( 設置及び構成 )

第19条 法人に、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員15人以内で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副理事長
- (3) 副学長
- (4) 教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が指名する者
- (5) 学長が指名する理事
- (6) 教育研究審議会が定めるところにより学長が指名する職員
- (7) 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、教育研究審議会の意見を聴いて学長が任命する者

( 招集及び議事 )

第20条 教育研究審議会は、学長が招集する。

- 2 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 3 議長は、教育研究審議会を主宰する。
- 4 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 審議事項 )

第21条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの

- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (3) 学則（教育研究に関する部分に限る。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他大学の教育研究に関する重要事項

#### 第4章 業務の範囲及びその執行

##### （業務の範囲）

第22条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。
- (4) 地域の生涯学習の充実に資する多様な学習機会を提供すること。
- (5) 地域社会及び国際社会において、大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

##### （業務方法書）

第23条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

#### 第5章 資本金等

##### （資本金）

第24条 法人の資本金については、別表に掲げる資産を奈良県が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日現在における時価を基準として奈良県が評価した価額の合計額とする。

##### （解散に伴う残余財産の帰属）

第25条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、奈良県に帰属する。

#### 第6章 委任

第26条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

##### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

##### （最初の理事長の任命に関する特例）

- 2 第10条第1項の規定にかかわらず、法人の成立後最初の理事長の任命は、知事が行う。  
(最初の理事長の任期に関する特例)
- 3 第12条第1項(附則第14項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、法人の成立後最初の理事長の任期は、1年とする。  
(最初の大学の教育研究審議会の委員)
- 4 第19条第2項の規定にかかわらず、法人の成立後最初の同条第1項に規定する教育研究審議会の委員は、同条第2項第1号から第5号までに掲げる委員をもって構成する。  
(看護短期大学の設置)
- 5 法人は、第3条に規定するもののほか、法人の成立の日の前日において、奈良県の設置した奈良県立医科大学看護短期大学部に在学する学生が当該短期大学を卒業するため必要であった教育課程の履修を行うことができるようにするため、奈良県立医科大学看護短期大学部(以下「看護短期大学部」という。)を橿原市に設置する。  
(看護短期大学の学長)
- 6 理事長は、看護短期大学の学長となるものとする。  
(看護短期大学部に係る学長選考会議)
- 7 第10条第3項に規定するもののほか、法人に、看護短期大学の学長となる理事長を選考するための機関(以下「看護短期大学部学長選考会議」という。)を置く。
- 8 第10条第4項から第8項までの規定は、看護短期大学部学長選考会議について準用する。この場合において、同条第4項第2号中「第19条第2項第2号から第7号まで」とあるのは「附則第17項第2号から第6号まで」と、「同条第1項」とあるのは「附則第16項」と読み替えるものとする。  
(学長選考代表者会議)
- 9 附則第20項の規定により看護短期大学部が廃止されるまでの間(以下「看護短期大学部存続期間」という。)においては、大学及び看護短期大学の学長となる理事長の任命に係る法人の申出は、第10条第3項の規定にかかわらず、学長選考会議及び看護短期大学部学長選考会議の選考に基づき行う。この場合において、当該選考の結果が一致しないときは、当該申出は、学長選考会議及び看護短期大学部学長選考会議の代表者で構成する会議(以下「学長選考代表者会議」という。)の選考に基づき行う。
- 10 学長選考代表者会議は、学長選考会議及び看護短期大学部学長選考会議を構成する者の中からそれぞれ学長選考会議及び看護短期大学部学長選考会議において選出された者で構成する。
- 11 前項の規定により学長選考会議及び看護短期大学部学長選考会議から選出される者の数は、それぞれ2人とする。
- 12 第10条第6項及び第7項の規定は、学長選考代表者会議について準用する。この場合において、同条第6項中「委員」とあるのは、「附則第10項の規定により選出された者」と読み替えるものとする。
- 13 前3項に定めるもののほか、学長選考代表者会議の議事の手続その他学長選考代表者会議に関し必要な事項は、議長が学長選考代表者会議に諮って定める。  
(看護短期大学部存続期間中の理事長の任期)

14 看護短期大学部存続期間における第12条第1項の規定の適用については、同項中「学長選考会議」とあるのは、「学長選考会議及び附則第7項に規定する看護短期大学部学長選考会議」とする。

(看護短期大学部存続期間中の法人の業務の範囲)

15 看護短期大学部存続期間における第22条第1号の規定の適用については、同号中「大学」とあるのは、「大学(附則第5項に規定する看護短期大学部を含む。以下この条において同じ。)」とする。

(看護短期大学部の教育研究審議会)

16 第19条第1項に規定するもののほか、法人に、看護短期大学部の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、看護短期大学部に係る教育研究審議会を置く。

17 前項に規定する教育研究審議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 看護短期大学部の学長

(2) 副理事長

(3) 教育研究上の重要な組織の長のうち、看護短期大学部の学長が指名する者

(4) 看護短期大学部の学長が指名する理事

(5) 前項に規定する教育研究審議会が定めるところにより看護短期大学部の学長が指名する職員

(6) 法人の役員又は職員以外の者で看護短期大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、前項に規定する教育研究審議会の意見を聴いて看護短期大学部の学長が任命する者

18 第20条及び第21条の規定は、附則第16項に規定する教育研究審議会について準用する。この場合において、第20条第1項及び第2項中「学長」とあるのは「附則第5項に規定する看護短期大学部の学長」と、第21条第9号中「大学」とあるのは「附則第5項に規定する看護短期大学部」と読み替えるものとする。

(最初の看護短期大学部の教育研究審議会の委員)

19 附則第17項の規定にかかわらず、法人の成立後最初の附則第16項に規定する教育研究審議会の委員は、附則第17項第1号から第4号までに掲げる委員をもって構成する。

(看護短期大学部の廃止及び規定の失効)

20 看護短期大学部は、附則第5項に規定する学生が当該看護短期大学部に在学しなくなる日において廃止し、同項から前項までの規定は、同日以後その効力を失うものとする。

別表(第24条関係)

建物

施設名称	所在地	構造	延べ床面積(m <sup>2</sup> )
臨床医学校舎	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリート造陸 屋根4階建	5,277.19
大学本館	檀原市四条町	鉄筋コンクリート造3	1,731.49

	840番地	階建	
渡廊下（大学本館～臨床医学校舎）	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリート造平家建	163.33
臨床講義室	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	700.56
一般教育校舎	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	2,553.14
大講堂	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリート・小屋鉄骨造鉄板葺2階建	1,112.67
体育館	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリート・小屋鉄骨造鉄板葺平家建	1,177.50
屋外倉庫	檀原市四条町 840番地	鉄骨造鉄板葺平家建	119.24
附属図書館	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	1,304.64
基礎医学校舎	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建	16,914.35
学生クラブ室	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリートブロック造2階建	260.98
クラブ棟	檀原市四条町 840番地	鉄骨造陸屋根2階建	354.90
公用車車庫	檀原市四条町 840番地	鉄骨造折板葺平家建	48.00
病院本館（医局棟）	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	1,589.40
中検棟	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリート造3階建	2,415.80



渡廊下（中検棟～旧精神病棟）	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリート造陸 屋根2階建	160.00
病院本館（旧附属がんセンター）	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリート造陸 屋根3階建	1,682.80
西受水槽ポンプ室	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリートブ ック造平家建	19.82
ごみ焼却場	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリート造陸 屋根平家建	285.50
特高受電室	檀原市四条町 840番地	コンクリートブ ック造陸屋根平家建	34.49
渡廊下（病院本館～旧北病棟）	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリート造陸 屋根地下1階建	226.69
病歴資料保管室	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリート造陸 屋根2階建	396.00
渡廊下（病院本館～臨床医学校舎）	檀原市四条町 840番地	鉄骨造軽量コンクリ ート板葺2階建	200.24
磁気診断棟（MR-C T棟）	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリート造陸 屋根平家建	357.54
R I 廃棄物置場	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリートブ ック造陸屋根平家建	20.58
教育研修棟	檀原市四条町 840番地	鉄骨造折板葺2階建	1,340.85
フィルム庫	檀原市四条町 840番地	鉄骨造折板葺平家建	103.03
通路棟	檀原市四条町 840番地	鉄骨造陸屋根地上4 階建（一部地階鉄筋コ ンクリート造）	1,132.23

エネルギーセンター	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリート造陸 屋根地上3階地下1階	2,515.51
病院本館	檀原市四条町 840番地	鉄骨・鉄筋コンクリート造地下1階付陸屋根7階建	30,790.01
旧精神病棟	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリート造4階建	2,285.68
病院第二本館	檀原市四条町 840番地	鉄骨鉄筋コンクリート造地上8階地下1階	36,296.30
看護師宿舎(西棟)	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリート造3階建	1,506.60
看護師宿舎(東棟)	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建	3,590.75
看護師宿舎機械室	檀原市四条町 840番地	鉄骨造軽量コンクリート板葺平家建	36.00
看護学科校舎	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリート造陸屋根6階建	4,749.90
看護学科合同講義室	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	324.65
動物排水機械室	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	7.84
病院本館(放射線治療室)	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリート造地下1階建	125.10
R I 処理室	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建地下1階	99.15
精神医療センター	檀原市四条町 840番地	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	5,270.35

通路棟（精神医療センター～病院第二本館）	檀原市四条町 840番地	鉄骨造折板葺2階建	229.26
病院本館北玄関前休憩所	檀原市四条町 840番地	軽量鉄骨造鋼板葺平家建	10.80
病院第二本館南玄関前休憩所	檀原市四条町 840番地	軽量鉄骨造鋼板葺平家建	8.00
外来駐車場誘導通路休憩所	檀原市四条町 840番地	軽量鉄骨造鋼板葺平家建	8.00
プール管理棟	檀原市四条町 288番地1	鉄筋コンクリートブロック造鉄板葺平家建	88.25
弓道場射場	檀原市四条町 288番地1	鉄骨造折板葺平家建	100.65
弓道場的場	檀原市四条町 288番地1	鉄筋コンクリート造シングル葺平家建	36.45
廠櫃会館	檀原市四条町 583番地	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	1,117.49
新町第一水源池上家	檀原市兵部町 1番地	鉄骨造鉄板葺平家建	95.90
新町第二水源池上家	檀原市兵部町 1番地	鉄骨造鉄板葺平家建	31.16
新町水源ポンプ室	檀原市兵部町 1番地	コンクリートブロック造スレート葺平家建	4.92
保育所	檀原市兵部町 37番地	木造鉄板葺平家建	98.03
ゲストハウス	檀原市兵部町 38番地	鉄骨造折板葺2階建	171.38